

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）の検査要領書において、使用済燃料貯蔵プールレベル低の警報設定値及び許容範囲の記載に誤記が認められたため、当該要領書を訂正	D	
2	1号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系ポンプ検査）において、検査手順確認シートの記録作成の際、要領書が改訂されたにも係らず、誤って改訂前の検査手順確認シートを使用していたため、対応検討	D	
3	1号機	復水脱塩装置通菜再生処理用苛性ソーダの保温用ヒーターへの加熱蒸気供給時、蒸気戻り配管のドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
4	3号機	主復水器細管洗浄装置（A）の定例試験（実運転）において、ボール捕集器によるボール回収率の低下が認められたため、当該ボール捕集器を点検・修理	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系排ガス補助ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴/10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（B）のレベル記録計に、動作不良が認められたため、当該レベル記録装置を点検・修理	D	
7	4号機	海水取水設備の改善に関する検討業務委託において、取水口の海水を採取するための採水器のロープが破断し、採水器本体が海中に落下したため、採水器を回収	D	
8	5号機	5、6号機用超高压開閉所の碍子洗浄ポンプ（B）の出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋ページング室換気空調用冷凍機（A）に冷媒抜けが認められたため、当該冷凍機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
10	6号機	原子炉建屋原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）室の機器ドレンファンネル用中間ファンネルのワイパに動作不良（空回り）が認められたため、当該ワイパを点検・修理	D	
11	6号機	高压炉心スプレイポンプ駆動用ディーゼル発電機の外気取入ダンパ開閉用電磁弁本体よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	燃料交換機用給電装置のケーブル押さえを取付けているボルトと車軸の軸受カバー取付部が干渉し、当該カバー取付部が損傷したため、対応検討	C	
13	その他	電子式線量計（基準器）の抜き取り検査において、校正基準値外れが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで